

## 令和7年1月25日 銚子市教育委員会定例会議事録

1 日 時 令和7年1月25日(火)  
午後3時00分 開会 午後3時30分 閉会

2 場 所 市立銚子高等学校春台会館1階サロン

3 出席委員

教育長	中 西 健
委 員	安 藤 清
委 員	大 木 かおり
委 員	柏 崎 繼 雄

4 欠席委員

委 員	藤 本 一 雄
-----	---------

5 出席職員

学校教育課長	本田 拓二	社会教育課長	小川 正俊
銚子高等学校校長	志賀 達也	学校教育課長補佐	相京 義晴
教育総務室長	稻垣 雅美	学校教育室長	佐原 輝美
指導室長 (小児言語指導センター所長兼務)	鈴木 貴子	学校給食センター所長	川村 文孝
生涯学習室長 (青少年文化会館長兼務)	藤井 寿代	青少年指導センター所長	栗原 耕次
市民センター所長	岡野 弘美	公正図書館長	大出 美穂
スポーツ振興室長 (体育館長兼務)	黒田 浩章	文化財・ジオパーク室長 (ジオパーク・芸術センター所長兼務)	赤塚 弘美
銚子高等学校事務長	鴨作 きよ美		

6 議題等

議案第30号	代決処分の承認を求ることについて(令和7年度銚子市一般会計(教育費)補正予算要求)
議案第31号	代決処分の承認を求ることについて(銚子市立高等学校教育職員の給与等に関する条例及び銚子市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定)
議案第32号	代決処分の承認を求ることについて(銚子市立高等学校教育職員の給与等に関する特別措置条例等の一部を改正する条例制定)

## 7 議事の内容

【教育長】 開会宣言 午後3時00分

ただいまより、令和7年11月銚子市教育委員会定例会を開会いたします。

では、直ちに本日の会議を開きます。

はじめに、議事録の承認についてお諮りいたします。

10月30日に開催いたしました令和7年10月教育委員会定例会の議事録を事前にお配りしておりますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【教育長】

ご異議ないものと認めますので、当該議事録について承認いたします。

【教育長】

それでは次に、教育委員会に関する報告をいたします。

【教育長】

(別添資料により報告)

【教育長】

その他、教育委員の皆さんより報告することがございましたら、お願いします。

【教育長】

それでは、議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、大木委員、安藤委員を指名します。

【教育長】

続きまして、日程第2 議案第30号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職 員 朗 讀)

【教育長】

提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

それでは、議案第30号「代決処分の承認を求めるについて」、ご説明いたします。代決処分は「令和7年度銚子市一般会計（教育費）補正予算要求について」でございます。本来ならば、教育委員会にお諮りしてから12月市議会に上程させていただくのですが、事前に教育委員会にお諮りする時間的な余裕がなかったため、代決処分とさせていただきました。

別紙「令和7年12月補正予算総括表」をご覧ください。令和7年12月補正予算総括表は、教育委員会全体の要求分をまとめたものです。全体といたしましては、歳出分5事業、1億1,134万6千円の増額要求と、繰越明許費5事業、債務負担行為12事業の設定を行おうとするものです。予算要求の具体的な内容については、担当課長等から説明させていただきます。

はじめに、学校教育課所管分について、ご説明いたします。まず、歳出です。1ペ

ページをご覧ください。1番から4番までの事業は、小学校及び中学校の屋内運動場に移動式エアコンを整備するための経費で、1番と2番は移動式エアコンのために必要な電源を増設するための工事費で、3番と4番は移動式エアコンを購入するための備品購入費です。

次に繰越明許費です。2ページをご覧ください。1番から4番は、先ほど歳出予算でもご説明した小学校及び中学校の屋内運動場に移動式エアコンを整備するための経費について、翌年度へ繰り越して使用できるよう繰越明許費を設定しようとするものです。工事費は今年度中から業務に着手しますが、業務の完了が年度内に見込まれないため、繰越明許費を設定しようとするものです。

次に、債務負担行為です。3ページをご覧ください。債務負担行為を設定する理由といたしましては、年度当初からすぐに業務の履行が求められるものですが、その契約事務に時間を要することから、今年度中から契約事務を始められるようにするためにです。それでは1番と2番をご覧ください。こちらは小中学校の汚水処理施設保守点検とごみ収集運搬を業務委託しようとするものです。小学校と中学校別の経費については一番右の欄をご覧ください。続いて3番をご覧ください。こちらは海上小学校と統合した猿田小学校地区の児童を送迎するために海上小学校スクールバス運行管理業務委託をしようとするものです。続いて4番と5番をご覧ください。こちらは小学校と中学校の特別教室及び屋内運動場に空調設備を整備するための実施設計業務を委託しようとするものです。続いて6番をご覧ください。こちらは小中学校へICT支援員を配置するための業務を委託しようとするものです。続いて7番をご覧ください。現在、小中学校で使用している学習支援システムを令和8年度当初から使用できるよう、設定しようとするものです。以上で学校教育課所管分の説明を終わります。

#### 【社会教育課長】

続きまして、社会教育課所管分についてご説明いたします。1ページにお戻りください。総括表の5番、図書館管理運営経費。公正図書館2階空調設備更新工事、1,383万8千円は、経年劣化が著しく本年9月に一時的に運転が停止したなど、稼働に支障をきたしている空調設備の更新工事の実施にあたり、年度内の工事完了が時間的に見込めないため繰越明許費を設定し、2か年度にわたって工事を実施しようとするものです。

2ページ目の補正予算総括表の、繰越明許費の5番も同様の内容となります。3ページをお開きください。3ページの8番、9番、11番は、いずれも特定建築物定期報告書作成業務委託にかかる経費で、それぞれ110万円、107万8千円、110万円を計上したものです。これは建築基準法第12条に基づく建物の構造調査等を行い、その結果を来年5月に県へ報告しなければならないため、令和8年度の当初予算の成立後では契約事務が間に合わないことから、今年度中に契約を結び債務負担行為を設定するものです。なお、予算の支出は令和8年度のみとなります。最後に10番、地域クラブ運営業務委託は、来年度から休日の部活動がなくなることを受けまして、その受け皿となる地域クラブを運営するための経費で、事務局人件費をはじめ指導者報酬など、年額3,292万5千円を見込み、10年度までの3か年分の長期契約として、総額9,877万5千円を計上したものです。令和8年度当初から事業を開始

するためには、指導者や事務局スタッフの人材確保などの事前準備が必要なことから、本年度中に業務委託契約を締結するため、債務負担行為を設定するものです。社会教育課所管分の説明は以上です。

**【銚子高等学校事務長】**

続いて、銚子高校所管分の予算要求について説明いたします。3ページの令和7年12月補正予算統括表、債務負担行為の12番をご覧ください。小中と合わせての実施になりますが、市立高校の屋内運動場に空調設備を設置するための実施設計業務を委託しようとするものです。空調工事を令和8年度中に実施するため、実施設計を早期完了させる必要があることから、業務委託契約を今年度中に締結し、履行を開始するため債務負担行為設定するものです。以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

**【教育長】**

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

**【枠崎委員】**

1ページの補正予算総括表についてお聞きします。まず、3番4番の移動式エアコンの設置ということで予算が含まれていましたが、これは基本的に1校あたり何台でしょうか。それと、財源の子ども未来基金について、その内容について教えてください。これは多分ふるさと納税ですよね。どういう目途で、この子どもみらい基金が使えるのか。

**【学校教育課長】**

移動式エアコンについては体育館の規模にもよりますけれども、3台ないし4台と想定しているところです。

**【学校教育室長】**

子ども未来基金ですが、子育て応援事業に使ってほしいといだいたふるさと納税を子ども未来基金に積み立てまして、学校給食費の負担軽減その他の子育て支援を目的とした事業の財源に充てることになっています。移動式エアコンは、その他の子育て支援として活用させていただく形になります。

**【枠崎委員】**

基本的に給食の無償化にいって残りの分を使うんでしょうけども、例えば小中高等学校の教育に関するものであれば基本的に使えると考えてよろしいですか。

**【学校教育室長】**

基金の利用については、財政担当と、基金の管理をしている子育て支援課と協議して使わせていただくような形となります。

**【枠崎委員】**

ありがとうございます。

**【教育長】**

基金ですから今一時的に積み立てているものになりますので、基本的には一般財源で財政措置できればそこからということなんでしょうけども、どこのお財布からだすかについてはその都度協議ということになって、今回は子ども未来基金のほうから拠

出することになったということです。子育て全般に使える基金ということで、今回ここで拠出することについては何ら問題はないということです。

【枠崎委員】

分かりました。

【教育長】

ほかによろしいでしょうか。

【枠崎委員】

もう1点よろしいですか。移動式ではなくて空調の部分で、特別教室及び屋内運動場の空調のための設計業務ということで3つ組まれていますが、実際に何年度を目途に考えていらっしゃるんでしょうか。

【学校教育課長】

令和8年度中に終わるような形で考えております。

【枠崎委員】

実際に設置するは何年度ですか。

【学校教育課長】

設置も令和8年で、令和8年度中に全てを終えるような形で今のところ考えております。

【枠崎委員】

そうですか。そうするとかなり予算規模が大きくなりますよね。

【教育総務室長】

今回の債務負担行為では、あくまで実施設計業務ということで計上してあるんですけれども、令和8年度の当初予算のほうに空調設備工事の計上を考えておりまして、12月の定例会の時には金額のほうお示しできるかと思います。以上です。

【枠崎委員】

分かりました。ありがとうございます。早いほうがいいですよね。

【教育長】

そうですね。なるべく急いでということでもあって設計業務を今年度中から。

【教育長】

ほかによろしいですか。

それでは、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

【教育長】

それでは、討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

議案第30号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり承認することと決しました。

**【教育長】**

続きまして、日程第3 議案第31号及び議案第32号の2議案は、関連がありますので、一括議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職 員 朗 讀)

**【教育長】**

提案理由の説明を求めます。

**【学校教育課長】**

それでは、議案第31号及び議案第32号については関連があることから、一括して提案理由をご説明いたします。議案第31号及び第32号は、ともに銚子市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則第4条第3項の規定により、別紙のとおり代決処分しましたので、同条第4項の規定によりこれを報告し、その承認を求めようとするものです。代決処分は、議案第31号及び第32号とともに市立高等学校の給与にかかる条例を改正するもので、12月市議会定例会に提出されるよう銚子市長へ申し出する件であり、11月20日に千葉県が県議会に提案した職員の給与条例改正案を確認し、11月28日の市議会定例会で議案を上程するにあたり教育委員会を開く暇がなかったため、代決処分したものです。それでは改正の内容について説明いたします。

まず、議案第31号「代決処分の承認を求めるについて（銚子市立高等学校教育職員の給与等に関する条例及び銚子市一般職任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について）」です。この条例は、令和7年10月15日付けの千葉県人事委員会勧告に基づく千葉県職員の給与改定に準じ、市立高等学校の教育職員について、千葉県教育職員との均等を考慮し、給料月額、通勤手当、期末手当及び勤勉手当の改定を行うほか所要の改正をしようとするものです。

内容は、まず給料月額の改定について、千葉県人事委員会勧告に基づく千葉県職員の給料月額に準じ、平均で3.56パーセント引き上げるものです。次に、通勤手当の改定について、千葉県人事委員会勧告に基づく千葉県職員の通勤手当に準じ、自動車等の交通用具を使用して通勤する職員の通勤手当の月額を、使用距離の区分に応じ最大で1万2,900円引き上げるものです。期末手当、勤勉手当の改定については、期末手当と勤勉手当を合わせた年間の支給月数を0.05月分引き上げるものです。期末手当が2.5月分から2.525月分。勤勉手当は2.1月分から2.125月分です。改定の時期については、給料月額及び通勤手当は令和7年4月1日から、期末手当勤勉手当は令和7年12月1日から適用するものです。

次に議案第32号「代決処分の承認を求めるについて（銚子市立高等学校教育職員の給与等に関する特別措置条例等の一部を改正する条例制定について）」です。この条例は、法律の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に伴い、教員の待遇改善のため所要の改正をしようとするものです。それでは、改正の内容について説明いたします。教職調整額の改正ですが、支給率を現在の4パーセントから、毎年1パーセントずつ段階的に引き上げ、10パーセントとするものです。管理職員の本給加算額の改定ですが、給料表の改定に伴い管理職員と非管理職

員の給料月額の逆転を防ぐため、教頭の現行の給料月額の加算額を1万1,500円に引き上げ、新たに校長も加算対象とし、その額を4,000円とするものです。義務教育等教育特別手当の改正ですが、支給月額の限度を8,600円とし、職務の級号給に応じ、校務類型にかかる業務の困難性等を考慮した支給月額とするものです。改正の内容は以上のとおりですが、令和8年1月1日から改正を行おうとするものです。以上で、議案第31号及び議案第32号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【安藤委員】

議案32号のことですけど、基本的なことを教えていただきたいのですが、担任に対する手当、それが出るという話ですよね。学級担任に対する法的な定めというのがもあるのであれば教えていただきたいです。今はどうか分からないですけど、学級担任が1人というケースもあれば、指導に手がかかるようなクラスの場合には学級担任を2人にするというようなこともあったかと思うんですね。なので、学級担任というのはどう定義されているのかなと。

【学校教育課長】

定義については今手元に資料がありませんので、後ほどお伝えしたいと思います。

よろしいでしょうか。

【安藤委員】

ありがとうございます。

【教育長】

確かに学級担任というところの捉え方、さまざまな方法があつて複数担任制もあつたり、1つの学級を固定した学級担任で定めないさまざまな方法が今あるので、安藤委員のご質問について、我々も十分想定していなかったところがございますから、ほかの想定した事例を示せるものがあれば、調べて適切に対応できるようにしたいと思います。よろしくお願いします。

【教育長】

ほかによろしいですか。

それでは、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

【教育長】

それでは、討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

議案第31号及び議案第32号の2議案について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

**【教育長】**

挙手全員であります。

よって、議案第31号及び議案第32号の2議案は原案のとおり承認することと決しました。

**【教育長】 閉会宣言 午後3時30分**

以上をもちまして、令和7年11月銚子市教育委員会定例会を閉会いたします。

銚子市教育委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和7年12月24日

署名委員 大木かおり

署名委員 安藤清